

宗議会議員総選挙（2025年9月15日）のお知らせ（予告）

山陽四国選挙区選挙管理会

来る2025年9月15日（月）に、宗議会議員の任期満了に伴う総選挙が実施されます。
この選挙の正式な告示は、2025年8月22日（金）に行う予定ですが、宗議会議員選挙条例第47条第3項に基づき、必要な事項についてあらかじめお知らせさせていただきます。
なお、日程は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 選挙の基本日程について

このたびの選挙の基本日程は次のとおりとなります。

■選挙人名簿作成基準日	<u>8月19日（火）</u>
■選挙人名簿の閲覧可能期間	<u>8月20日（水）</u> ～
■選挙の期日等の告示日	<u>8月22日（金）</u>
■立候補受付期間	<u>8月25日（月）</u> ～ <u>27日（水）</u>
■立候補辞退受付期間	（立候補届受理後）～ <u>29日（金）</u>
■期日前投票期間	<u>9月12日（金）</u> ～ <u>14日（日）</u>
■選挙の期日（投票日）	<u>9月15日（月）</u>

2 選挙資格及び被選挙資格について

■山陽四国選挙区の議員の定数・今回の選挙で選出すべき議員の数 3人

（1）選挙資格

本派の教師資格を有する者は選挙資格を有し、選挙において投票することができます。ただし、次に掲げる者は選挙資格を有しません。

- ①謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者
- ②本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者
- ③拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（2）被選挙資格

選挙資格を有する年齢25歳以上の者であって、次のいずれかに該当する者は被選挙資格を有し、選挙において立候補することができます。

- ①住職・教会主管者
※ただし、代務者を置いている寺院・教会の住職・教会主管者を除く。
- ②自らが所属する寺院・教会の住職・教会主管者代務者
- ③自らが所属する寺院・教会の住職・教会主管者若しくはその代務者の同意を得た教師

※なお、次に掲げる者は立候補することができませんので、ご注意ください。

- ①宗務総長及び参務を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者

- で、選挙の告示日（8月22日。以下同じ。）の前日までにその職を退いていない者
- ②選挙資格を有する選挙区である教区の教務所長の職にあった者で、その職を退いた日から、選挙の告示日の前日までに1年を経過しない者
- ③選出教区会議員、組長、副組長及び査察委員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者
- ④中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

3 選挙人名簿の閲覧及び異議申立について

（1）選挙人名簿の閲覧について

選挙の投票及び立候補は、選挙人名簿に登載された選挙人でなければ行うことができません。そのため、選挙人名簿の登載状況を確認するために、名簿の「閲覧制度」が定められています。

- ①閲覧可能期間：8月20日（水）～ ※休日、祝日及び教務所の事務休止日を除く
- ②閲覧の目的：本人又は親族若しくは所属寺院及び氏名の知れている者が、
選挙人名簿に正しく登載されているかの確認。
- ③閲覧場所及び閲覧方法：教務所又は教務支所において、申請した対象者の名簿登載状況を目視にて確認する。
- ④申請方法：閲覧場所に備え付けの申請書に必要事項を記入する（押印必要）。

（2）異議申立について

選挙人名簿は、名簿作成基準日（8月19日）現在の宗派登録情報（宗派承認が必要な手続きは承認済みの情報のみを反映）を元に作成されます。万が一名簿の記載情報に脱漏、誤載又は誤記があった場合は、閲覧時に立ち会う選挙係（教務所員）に申し出て確認を求めています。

なお、確認した内容に承諾できない場合は、中央選挙管理委員会への異議申立ができますので、所定の申立書を提出してください。ただし、異議申立ができる期限は8月25日（月）までとなりますので、ご注意ください。

4 立候補について

（1）立候補等の届出について

立候補は、本人が自ら届け出る方法と、推薦届出人が本人の承諾を得て届け出る方法があります。申し出がありましたら、届出に必要な用紙や諸注意を記した書類一式をお渡ししますので、あらかじめ選挙管理会（教務所又は教務支所）までご連絡ください。

（2）被選挙資格に関する住職等の同意手続きについて

上記2-（2）に示したとおり、「住職・教会主管者」又は「自らが所属する寺院の住職・教会主管者代務者」以外の《教師》が立候補する場合は、あらかじめ自らが所属する寺院・教会の住職・教会主管者若しくはその代務者の「同意書」が必要になります。この場合、同意を得る期間は、8月12日（火）から8月25日（月）（立候補受付期間の初日）までとなります。

また、同意が得られなかった場合であって、これに不服がある場合は、中央選挙管理委員会へ不服審査を請求することができます。ただし、不服審査請求の期限は8月25日（月）

（立候補受付期間の初日）までとなっていますので、ご注意ください。
同意手続きに必要な書類は、上記 4－（１）の書類一式に同封します。

5 選挙運動について

選挙運動は、期間、内容及び選挙運動を行うことができる者に制限があります。詳細は、上記 4－（１）の書類一式にてお知らせします。

6 選挙公報について

立候補者に関する情報や投票所に関する詳しい情報は、選挙管理会が「選挙公報」としてまとめ、あらためてお知らせさせていただきます。

7 投票について

（１）直接投票

直接投票は、9月15日（月）の9時～17時に、以下の投票区の投票所において行われます。各投票区の投票所の設置場所等については、あらためて選挙公報でお知らせします。なお、選挙人名簿の作成基準日以後に他の組へ所属移転等をされた場合でも、名簿作成基準日現在の組が所属する投票区で投票を行う必要がありますので、ご注意ください。

≪投票区一覧表≫	投票区の名称	投票の区域	投票所を設置する地域
	神戸	神戸組・第6組	神戸市兵庫区
	姫路	第1・2・3・4・5・7組、赤穂組	姫路市
	福山	備後組	福山市
	広島	安芸南組	広島市
	山陽	美作・備中・芸備・安芸北組	（郵便投票）
	高松	東讃第1・東讃・中讃・西讃組	高松市
	四国	伊予・阿波・土佐組	（郵便投票）

※なお、以下の寺院に所属する選挙人は、上記区域に関わらず「郵便投票」となります。
第6組 浄泉寺、安芸南組 教専寺・弘誓寺・西榮寺、西讃組 光顯寺・養林寺

（２）期日前投票

選挙の当日投票所に行くことができない選挙人は、9月12日（金）～14日（日）の9～17時に、教務所にて期日前投票をすることができます。 ※教務支所では期日前投票は出来ません

（３）郵便投票

- A：交通その他の事情により郵便投票を行うことがあらかじめ法規で定められた投票区又は寺院・教会に所属する選挙人は、郵便による投票（郵便投票）を行います。投票を行うこととなったときは、投票用紙等の必要書類を9月8日（月）を発送事務の完了期限として、寺院・教会の所在地に送付します。
- B：上記A以外の選挙人についても、直接投票又は期日前投票のいずれも行いうことができない特定の事由がある場合は、選挙管理会への事前の届出により、郵便投票を行うことができます。詳細は以下の内容をご確認ください。ただし、郵便投票を行う選挙人は、直接投票・期日前投票を行うことはできません。また、一旦届出が受理された後は取りやめるこ

とができないので、ご注意ください。

①事前届出による郵便投票を行うことができる場合の事由

- ・交通事情その他居住地の都合による場合（Aに該当する寺院に所属する選挙人であって、寺院とは居所が異なる選挙人についても適用可能）
- ・入院、病気又は身体の故障による場合
- ・宗務又は法務等の都合による場合

②事前届出の方法

- ・下記③の届出期限までに、選挙区の選挙管理会（教務所）に所定の「郵便投票届出書」を書留郵便（書留速達又は簡易書留）で送付してください。
- ・届出書には、運転免許証の写しや住民票等、「本人の氏名、生年月日が確認できる証明書（本人確認書類）」の添付が必要です。本人確認書類は、あくまでも選挙人本人であることを確認するためのものであり、記載された住所と届出書に記載された住所が異なっても差し支えありません。なお、運転免許証などの本人確認書類については、生年月日の記載がある表面のみの提出で構いません。
- ・届出書は、郵便投票を希望する選挙人1人につき、1通が必要です。他人の届出や家族分をまとめた届出などは受理することができません。
- ・届出書は、宗派HPからダウンロードいただくか、事前に教務所又は教務支所からお取り寄せください。

③事前届出の期限

9月3日（水）17時必着

④事前届出の受理

選挙管理会にて郵便投票の事前届出を受理したときは、投票用紙等の必要書類を9月8日（月）を発送事務の完了期限として届出の住所に送付します。ただし、無投票となった場合は、その旨を別途お知らせさせていただきます。

⑤郵便投票の方法

- 投票用紙等が届きましたら、以下の手順で投票手続きを行い、選挙管理会（教務所）宛に郵送してください。
- ・投票用紙に投票する候補者1名の氏名を記入する。
 - ・投票用紙のみを投票用封筒に入れて封をする。
 - ・封をした投票用封筒を郵便用封筒に入れてさらに封をする。
 - ・郵便用封筒の裏面に住所・氏名等を記載する。
 - ・選挙管理会（教務所）宛に書留郵便（書留速達又は簡易書留）にて郵送する。 ※9月15日（月）午後5時必着

（４）無投票

候補者の数が選挙区の議員の定数を超えないとき、若しくは候補辞退等により超えなくなったときは、無投票となります。

その他ご不明な点は、選挙管理会（教務所又は教務支所）までお尋ねください。

以 上